

【補足説明】 管理区域の運用イメージ(1/2)

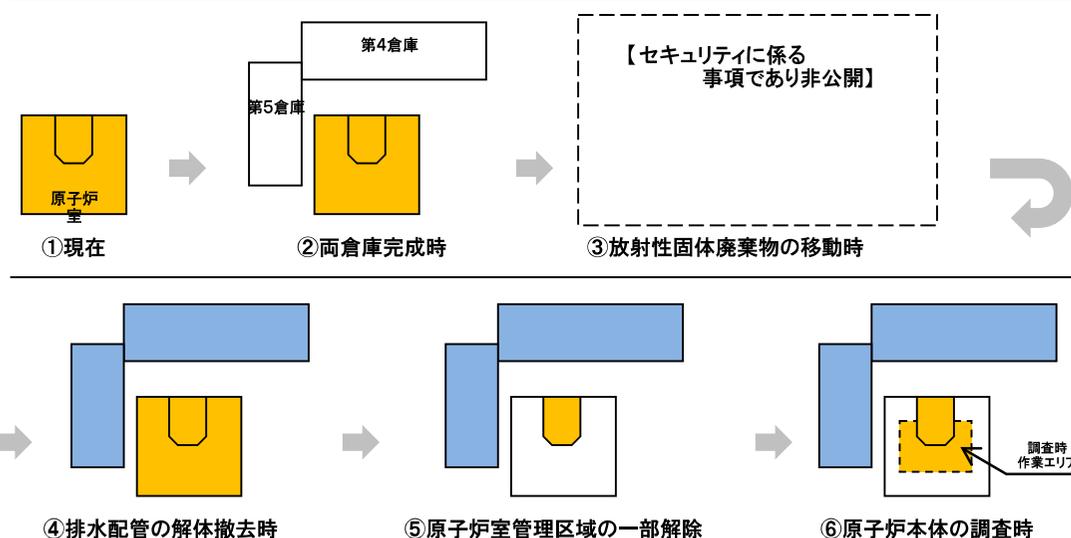
2019年11月27日
面談用資料
HR19-279

- ①現在
- ✓ 放射性固体廃棄物はドラム缶及び角型金属容器に封入し原子炉室内に保管
 - ✓ 一部のドラム缶は二重化されている

- ②両倉庫完成時
- ✓ 第15条第1項の標識を出入口等に掲示

- ③放射性固体廃棄物の移動時 (区域の設定)
- ✓ 付則ハ適用により両倉庫を管理区域に設定
 - ✓ 第14条第5項の審査承認を経て、両倉庫及び原子炉室内の移動準備エリアを汚染のおそれのない管理区域に設定
 - ✓ 原子炉室/倉庫間の移動ルートを第14条第2項の一時管理区域に設定
 - ✓ 作業終了後、移動ルートの一時管理区域を解除し、移動準備エリアを通常管理区域に戻す。

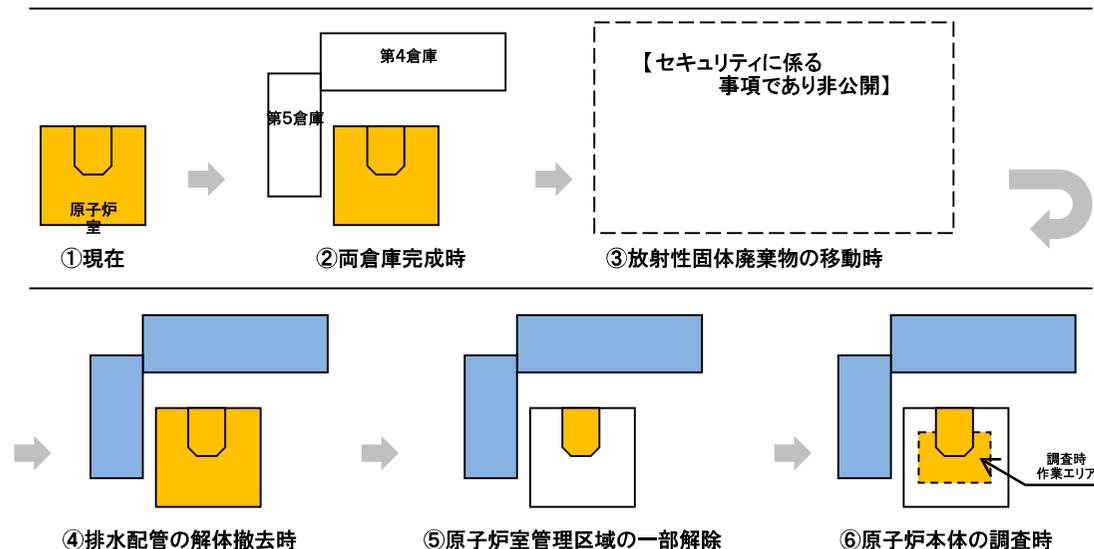
凡例： 通常管理区域 汚染のおそれのない管理区域 一時管理区域



- (移動)
- ✓ 原子炉室内の移動準備エリアへ容器を移動する際は、第16条第7項(7)の表面密度検査を実施
 - ✓ 第1段階で発生した鋼製ドラム缶については、移動準備エリアにてビニール袋で養生のうえ二重化(0.1mSv/hを超えるものは容器を遮蔽)
 - ✓ 第27条第1項(4)により両倉庫へ移動
- (人・物品の管理)
- ✓ 汚染のおそれのない管理区域においては、身体汚染や物品の持出しに係る表面密度検査は行わない(以降継続)
- (施設の保安全管理)
- ✓ 第25条第3項の表面密度測定(表6)を定期的実施し汚染のないことを確認(以降継続)

【補足説明】 管理区域の運用イメージ(2/2)

凡例： 通常の管理区域 汚染のおそれのない管理区域 一時管理区域



④排水配管の解体撤去時

- ✓ 廃棄物移動終了後、排水配管の解体等※を行うにあたり、汚染が発生した場合の汚染拡大防止のため、あらかじめ作業エリアを区画
- ✓ 作業中は適宜第25条第4項の空气中濃度測定を実施
- ✓ 汚染の除去により発生した撤去物は、第28条の3によりクリアランス対象物として保管

⑤原子炉室管理区域の一部解除

- ✓ 原子炉室床面、壁面の汚染の状況を確認し、付則ハ適用により管理区域を一部解除
- ✓ 原子炉本体領域の立入り可能な管理区域は実験プール内部のみであり、管理区域境界はプール上部の鉄板となる。保安規定第16条に従った出入管理を行う。(具体的には上部鉄板に標識を掲示施錠し、靴交換等の管理を実施)

⑥原子炉本体の調査時

- ✓ 汚染が発生した場合の汚染拡大防止のため、あらかじめ作業エリアを区画し、区画内を第14条第2項の一時管理区域に設定
- ✓ 作業中は適宜第25条第4項の空气中濃度測定を実施
- ✓ 作業終了後、第14条第3項により、作業エリア内の汚染の状況を確認し、一時管理区域を解除

※：排水配管の解体、燃料取扱装置、移動用キャスクの廃棄、原子炉室内の使用済燃料貯蔵タンク及び破損燃料貯蔵タンクの解体準備